

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	北神山地区 (北神山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、過去に土地改良事業が実施されており、多くの農地が整備されている状況である。また、担い手への農地の集積・集約化が進んでおり効率的な農業が実施されている。しかし、山間部に面していることから獣害被害が常態化しており、早急な対策が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農地の集積を行っている担い手において水稻の有機栽培、特別栽培等に取り組み、高付加価値化による米のブランド化を目指していく。また、獣害被害により大豆の収穫量に影響が出ているため、ハウス栽培で他の作物の栽培にも取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域農地の集積を行っている担い手に農地の引き受け余力があることから、農地利用最適化推進委員とも調整し可能な範囲で集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて他の中心経営体への貸し付けを進めていく。

(3)基盤整備事業への取組方針
用排水施設は整備後10年以上が経過しているが問題なく使用できている。今後も適切な維持管理を行い長寿命化を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の幹旋や技術的指導の支援を行っていく。 また、地域農地の集積を行っている担い手において米の有機栽培や特別栽培に取り組み、作物のブランド化を行い高収益化を実現することで、農業の活性化を図り新規就農者が参入しやすい環境を作っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域農地の集積を行っている担い手へ農作業委託を行い業務の合理化を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
① 鳥獣被害防止対策の取組方針 地域で負担し防護柵を設置しているが、経年劣化により随時修理が必要となっている状況である。今後も適切に維持管理を行い、市の補助金等も活用しながら鳥獣被害防止に取り組んでいく。
③ スマート農業の取組方針 地域農地の集積を行っている担い手において、ドローンやAIを活用した栽培管理システムを導入することで、スマート農業の実現を目指していく。
⑧ 農業用施設の取組方針 地域の拠点となる農業用施設の建設の検討を進めていく。